

クラス番号	647	担当教員名	加藤 文雄
テーマ	司法機関から見た家庭問題（家庭紛争）への対応を考える		
著書・論文 研究課題等	「オーストリア司法関係機関訪問紀行」家庭裁判月報 48 巻 12 号 1996 年 「フィリピン養子法に関する情報整理の試みー涉外家事事件処理に関わる同法の改正経過と解釈・適用上の諸問題」朝日法学論集 29 号（家庭裁判月報 57 巻 6 号にも転載） 2003 年 「調査官実務において変わるものと変わらないものー調査官による事実の調査に関連してー」全国家庭裁判所調査官研究協議会研究展望 33 号 2005 年 「涉外家事事件整理ノート（新版）」新日本法規出版 2008 年 等		
ゼミナール概要			
キーワード：家庭問題（家庭紛争）解決の模擬的体験、複眼的知見の活用と問題解決能力の発揮			
目的、内容、方法等： 家庭裁判所が扱う家庭に関する事件の種類は多く様々なものがあります。代表的なものとして、夫婦間の紛争、子の保護や高齢者の支援に関するもの、非行少年の処遇決定などが挙げられます。最近の日本では、少子化、高齢化、国際化等が進み、家庭問題（家庭紛争）の有様も少しずつ変化しているのが実情です。 本ゼミでは、講師がこれらの紛争等を題材に作成した想定事例を主たる教材として用意します。ゼミ生はこれらの検討等を通じて家庭問題（家庭紛争）の実情を把握すると共に、これらの解決のために有効な関与方法を考えます。 こういった機関における家庭問題（家庭紛争）への関与の内容は、概ね、当事者の内面を含めた諸事情の把握→当事者が解決すべき問題点（課題）の抽出・提示→当事者の自己決定（当事者同士の合意による解決）への支援又は狭い意味での司法的解決（判決等）というように整理できます。もっとも、紛争解決後の家族間のつながりを維持し、当事者の人間的成長をも合わせ期待するという意味で、当事者の自己決定による解決（当事者同士の合意による解決）が望まれることは言うまでもありません。 離婚問題についてももう少し具体的に「当事者が解決すべき問題点」の中身を覗いてみましょう。当事者は、まず、離婚をするかどうかの苦渋の決断を迫られます。いざ離婚するとなれば夫婦財産の分配、子の親権者、離婚した後の子の生活費、別れた親と子との交流を維持するか否か等の課題が、同時に双方当事者や子に降りかかります。関与すべき者は、当事者の苦渋や子のとまどいにも揺さぶられます。関与者は共感しつつも自らの心をコントロールし、機関の役割や職務上の制約の中で、効果的で妥当性のある解決へと当事者等を導く必要があります。 いくらか複雑な説明になってしまいましたが、適宜、日々これら家庭問題に取り組んでいる若手家庭裁判所調査官等の思いや感想を知る機会（意見交換の場等）も設けたいと考えます。 授業計画： このような人間的な事件（問題）を扱うためには、人間関係諸科学を中心とした複眼的（学際的）な視点を持つことも重要です。このため、3 年次前期は、家族制度などに関する入門的知識の習得から始めて、児童心理などの関連知識を講義的な説明や関連資料で補充していくようにします。3 年次後期は、ゼミ生それぞれが想定事例の関与者になったようなつもりでグループ検討に取り組み、意見発表や意見交換等を行う場にしたいと考えています。4 年次には、それまでの検討等を踏まえて最も関心の深いテーマを設定し、卒論に取り組むようにします。			
担当教員からのメッセージ			
講師は、長年、家庭裁判所調査官として主に家事事件（夫婦関係、親子関係、家族関係等に関する事件）を担当してきました。最近では、特に外国（人）が関わる家事事件（涉外家事事件といいます。）の研究に力を入れています。 ゼミ内では意見であっても実務においては当事者の将来を左右する重要な助言や指導となります。ゼミ生の熱心な取り組みを期待します。			